

平成 23 年度 第 1 回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

I 委嘱式

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 保健福祉部長挨拶

II 第 1 回 推進協議会

- 1 協議会開会
- 2 委員自己紹介及び幹事紹介 (資料 2)
- 3 会長及び副会長互選
- 4 会長挨拶
- 5 報告
 - (1) 杉並区障害者福祉推進協議会の運営について (資料 1、3)
 - (2) 杉並区基本構想審議会「保健・福祉・医療」部会の進捗状況 (資料 4)
- 6 議題
 - (1) 障害者計画・第 3 期障害福祉計画の改定について (資料 5)
 - (2) 計画部会の設置について
 - (3) 意見交換
- 7 その他

【配布資料】

- 資料 1 杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱
- 資料 2 平成 23 年度 杉並区障害者福祉推進協議会委員・幹事名簿
- 資料 3 杉並区障害者福祉推進協議会の運営について
- 資料 4-1 審議会での主な意見等
- 資料 4-2 基本構想審議会第 2 部会での主な意見等
- 資料 5-1 障害者計画・(第 3 期) 障害福祉計画の改定について
- 資料 5-2 障害福祉計画・障害者計画の改定スケジュール (案)

【参考資料】 地域生活に関する調査報告書 (席上配布)

杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱

平成19年3月29日
杉並第86214号

改正 平成19年5月8日杉並第9107号
(設置)

第1条 障害者の地域における自立した生活の実現に向け、障害者の福祉及び関連施策の推進を図るため、杉並区障害者福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者福祉施策の計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 障害者福祉等施策の推進のための連携に関すること。
- (3) 障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること。
- (4) その他障害者福祉の推進に関すること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員23名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 社会福祉団体の代表 2人以内
- (3) 地域団体の代表 2人以内
- (4) 障害者団体の代表 6人以内
- (5) 保健・医療関係者 2人以内
- (6) 教育関係者 2人以内
- (7) 就労関係者 2人以内
- (8) 相談支援及びサービス事業者の代表 2人以内
- (9) 権利擁護関係者 1人
- (10) 関係行政機関の職員 2人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長が、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事項について委員を補佐する。

(専門部会の設置)

第7条 協議会を効率的に運営するため、必要があるときは、専門部会を置くことができるものとする。

2 専門部会は、協議会が指定する事項について、調査研究を行い、協議会に報告する。

3 専門部会の構成員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課及び障害者生活支援課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 杉並区障害者福祉懇談会設置要綱(昭和61年5月28日杉厚障発第136号)及び杉並区精神保健福祉連絡協議会設置要綱(平成9年6月20日杉衛地発第34号)は、廃止する。

附 則(平成19年5月8日杉並第9107号)

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

平成23年度 杉並区障害者福祉推進協議会委員・幹事名簿

No.	委員氏名	団体名等	備考
1	助川 征雄	聖学院大学	学識経験者
2	伊東 秀幸	田園調布学園大学	
3	山田 志保子	杉並区社会福祉協議会	社会福祉団体の代表
4	笠原 克信	杉並区民生委員児童委員協議会	
5	斎藤 敬子	杉並区商店会連合会	地域団体の代表
6	西川 道雄	杉並区町会連合会	
7	高橋 博	杉並区障害者団体連合会	障害者団体の代表
8	丸山 千鶴	杉並区知的障害者育成会	
9	山本 裕子	杉並家族会	
10	西山 春子	杉並区視覚障害者福祉協会	
11	鈴木 道夫	杉並区聴覚障害者協会	
12	杉原 千鶴子	杉並区肢体不自由児者父母の会	
13	窪田 茂比古	杉並区医師会	保健・医療関係者
14	石黒 雅浩	東京都立中部総合精神保健福祉センター	
15	松浦 隆太郎	杉並区立済美養護学校	教育関係者
16	大和田 耕平	東京都立永福学園	
17	小宮山 元	新宿公共職業安定所	就労関係者
18	土屋 義雄	杉並区障害者雇用支援事業団	
19	佐藤 弘美	杉並障害者自立生活支援センターすだち	相談支援及びサービス事業者の代表
20	阿久津 庄司	阿佐谷生活園	
21	高橋 利明	杉並区成年後見センター	権利擁護関係者
22	鈴木 香奈子	東京都杉並児童相談所	関係行政機関
23	板垣 和浩	警視庁荻窪警察署	

No.	幹事氏名	役職
1	長田 斎	保健福祉部長
2	井山 利秋	保健福祉部管理課長
3	和久井 伸男	保健福祉部障害者施策課長
4	塩畑 まどか	保健福祉部障害者生活支援課長
5	森山 光雄	保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長
6	田部井 伸子	保健福祉部高齢者施策課長
7	坂野 晶司	杉並保健所保健予防課長
8	後藤 行雄	保健福祉部児童青少年課長

23 年度 障害者福祉推進協議会の運営について

1 協議会設置の経緯等

杉並区では、障害者自立支援法の施行を契機に障害者福祉懇談会（昭和 61 年 5 月 28 日設置）と精神保健福祉連絡協議会（平成 9 年 6 月 20 日設置）の二つの会議体を発展的に統合することとした。

この結果、平成 19 年 4 月、障害者の地域での自立した生活を実現するために、区民と行政とが一体となって障害者の福祉及び関連施策を推進していく組織として「杉並区障害者福祉推進協議会」を設置した。

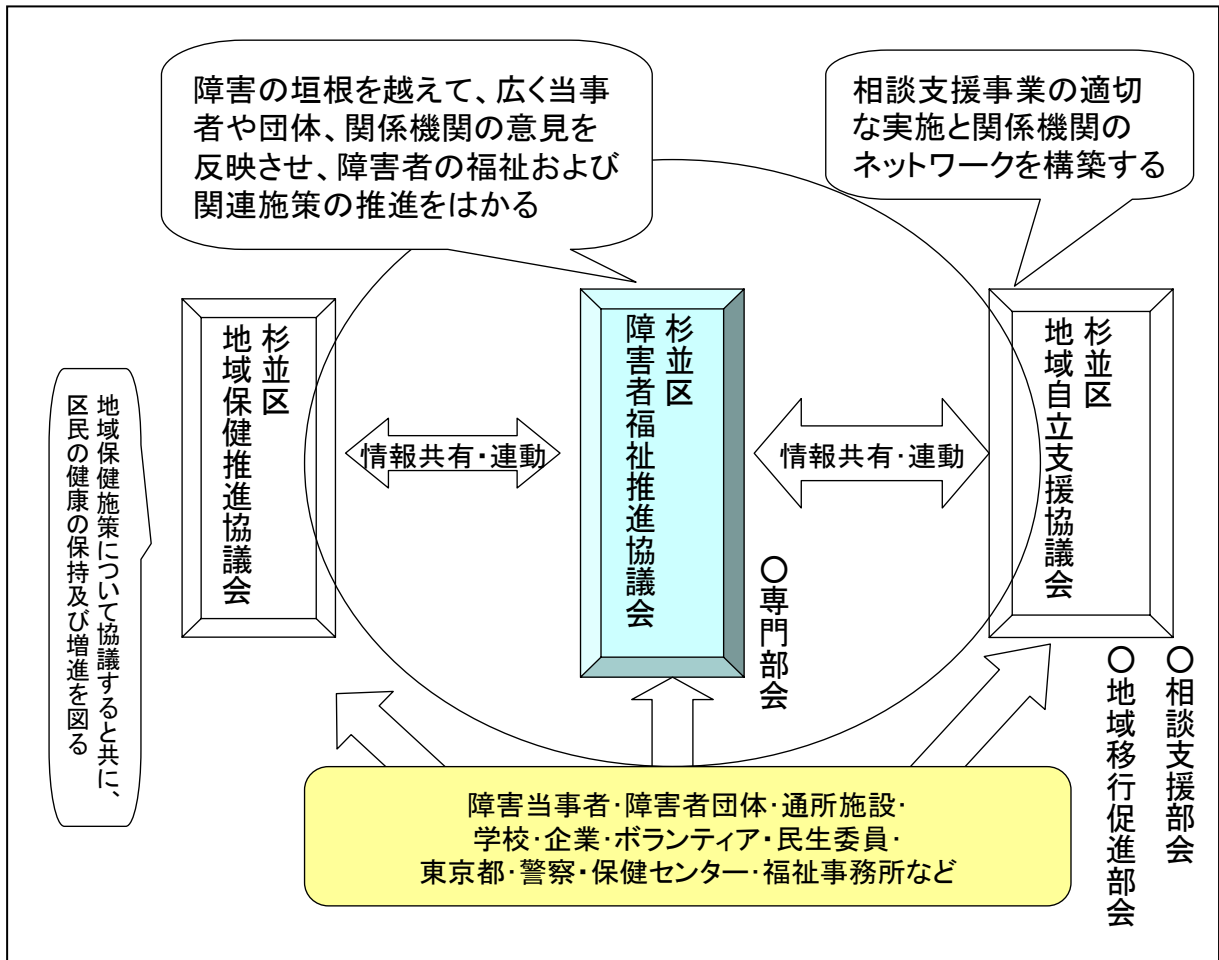
2 協議会の所掌事項

- (1) 障害者福祉施策の計画の策定及び推進に関すること
- (2) 障害者福祉施策の推進のための連携に関すること
- (3) 障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること
- (4) その他、障害者福祉の推進に関すること

3 協議会の運営方針

- 協議会の運営では、区からの報告が中心の「一方通行」ではなく、各委員が十分に意見交換、議論を行えるよう努める。
- 今期（平成 23・24 年度）の協議会においては、障害者計画／第 3 期障害福祉計画の策定について意見をいただく場とする。また、随時地域の福祉基盤の整備などの課題について適宜各委員の意見を伺い、適切に施策の充実に反映させていく。
- 開催は年 3 回程度とし、限られた協議会で有効に議論ができるよう、適切に議題を設定するとともに、会長が必要と判断するときは専門部会を設置し活用する。
- 当協議会と自立支援協議会及び地域保健推進協議会の連携を深め、障害者福祉施策における共通認識をもてるよう、各協議会に対し関連情報の提供を図るとともに、関連する課題に連動した対応をしていく。

< 杉並区障害者福祉推進協議会と他協議会の関係イメージ図 >



杉並区基本構想審議会での主な意見等

(資料:「審議会での主な意見等の整理より」保健・福祉・医療の部分を抜粋)

- ①高齢化が進行する中で、高齢者が心豊かに生活できる、医療、介護、福祉と環境インフラの整備が大きな方向性になる。
- ②一人ひとりの多様な個性と特性を認め合うノーマライゼーションのまちをつくっていくべき。
- ③障害者自身、そして介護者の高齢化が進む中で、相互かつ全体で助け合う地域社会をつくっていく必要がある。
- ④杉並区は、近隣自治体に比較して医療資源が少ないと思う。その意味で、高齢者医療、高齢者介護のネットワーク化を図るなどの対応策が必要。
- ⑤これからは、もっと予防医療という点に目を向ける必要がある。
- ⑥医療にしても介護にしても、これからは、専門施設の充実を図るだけでなく、話し相手のボランティアなどの支え合いの仕組みが求められる。
- ⑦低所得である障害者等は、家賃が高い区内には住みにくく、介護サービスも活用しづらい。そうした実態を踏まえた福祉施策が必要。
- ⑧障害者・高齢者・低所得者を対象に、これからの居住や住宅という視点での施策は必要。
- ⑨高齢者は要介護だけが増えるのではなく、健康で元気な高齢者も増えるため、そうした観点からの施策を打ち出すことも必要。
- ⑩障害のある人もない人も、高齢者で要介護の人もそうでない人も含めて、1 人でも安心して暮らせる社会基盤をつくっていくというのは重要な視点。

基本構想審議会第 2 部会での主な意見等

【全体を通して留意すべき視点】 ○自助、共助、公助を横軸にした整理(特に共助を掘り下げるべきでは) ○安全・安心なまち ○個人情報 ○教育・意識改革			
検討テーマ	「健康」	「参加」	「生活支援」
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり ○心の健康・自殺予防 ○相談・情報提供(健康不安への対応) ○疾病予防 ○介護予防 ○医療(緊急医療、高齢者医療) 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労(障害者、高齢者、生活困窮者、子育て中の女性⇄保育) ○地域・社会参加 ○コミュニケーション支援 ○ボランティア活動 ○移動支援 ○引きこもり ○ネットワーク・情報連絡体制(緊急時に機能するためにも) 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護・援助 ○同居家族がいることを前提としない支援 ○介護・援助のための人材育成 ○災害弱者支援(緊急時の支援、復興期の支援) ○介護者支援 ○住まい ○権利擁護
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の問題は、国と都道府県の事業から、地域が主体的に対応するという方向に変わってきている。財政面からどこまで区が対応できるかという課題がある。 ・健康に関するこれまでの区の実績は評価できる。メリハリをつけながら、引き続き進めてほしい。 ・今後は、どうやって健康づくりの思考を高めていくか。健康に対する意識(自分の健康を守っていくかというモチベーション)を高めていくかが重要である。行政としては、健康づくりにつながる、あるいは間接的に健康の維持増進につながっていく区民の活動を支援するというスタンスになるのではないかと。 ・多くの区民に参加してもらうため、区民のいろいろな活動と行政の取組がタイアップできるとよい。 ・健康な人生とか頑張る人生といった言い方ではなく、楽しい人生を送るという視点で考えるとよい。そうした中で、医療の続きとしてではなく、自分自身が楽しく、あるいは仲間と一緒に動くことで自分自身も活発に活動するようになり、仲間を助けていけるという、参加型の新しい形の地域社会ができればよい。 ・健康面では、心の問題が非常に重要である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○人を助けることを楽しみながら、自分の健康をつくっていくような社会づくりと、そのための区の支援(健康づくりをする区民の活動や取組へのバックアップ～情報、機会、便益の用意等～)を進める。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・都の二次医療圏は、他県と比べて人口数が多いという課題がある。都に働きかけるなど、区の果たすべき役割があるのではないかと。 ・急性期から慢性期までのすべての医療を区内で完結させることは困難。今後は、病診連携や医療と福祉・医療と介護の連携などのシステムづくりが大切である。 ・訪問看護と訪問介護、往診する医師と病院の病診連携は、かなりできている。今後、在宅を進める上でも、在宅と急性期医療機関をつなぐ中間的な療養型(通過型)の施設が重要である。 ・在宅介護や医療的な在宅での治療等において、家族が疲れてしまうというのが一番大きい問題。ショートステイなどにももう少し機能性を持たせることができないか。 ・急性期以降の対応策として、医療機能が増えたショートステイが考えられる。 ・自宅や老人保健施設のほか、高齢者専用賃貸住宅など、地域に根ざした多様な住まいが広がっている。増えている空き家の活用などができれば、住まいの問題も変わってくるのではないかと。 ・在宅を基本に、必要な時にいつでも医療や介護が受けられる仕組みが必要。 ・医療・介護では人材確保が重要。例えば、施設で働く介護士が誇りを持って、働き続けられる待遇改善が必要であり、それが国の制度として不可能であれば、杉並区独自の計画を立てるということができないか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○医療連携や、医療・看護・介護の連携により、地域の中で安心して療養できるような仕組みづくりを区として支援する。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢や障害の有無等に関わらず、家庭や地域社会の中で、支え、支えられるという関係になっていくことが広い意味での参加と言えるのではないかと。これを杉並の地域社会の中でどのように実現していくのがポイント。 ・参加することにより、社会の中で自分の役割を持ち、それによってモチベーションを高めて自立につながっていくことが大事。 ・参加することにより、お互いを認め、役割を認め合うことで、自らの楽しみにつながるというように、楽しむことが参加の基本とも言える。 ・参加を考えると、「場所」「手法」「主体」の3つの側面がある。区においては、「場所」は充実してきており、「主体」についてもNPO活動等が広がっている。一方で、「手法」について、多くの区民の参加を促す上で、いかにアクセスしやすい情報が発信されているかという情報提供面での課題がある。 ・こういう能力を持つ人にはこういう活躍の場がある、こういう障害を持つ方にはこのような社会貢献ができるなど、行政が出来る限り具体的な情報提供を行うなど、多くの区民の参加の後押しができるとうい。 ・その人の能力や状況等に応じて地域社会に参加するような、区民参加型の杉並区をつくっていくために、行政として何をしたらよいのか。杉並区はいかにして区民が全面的に参加する自治体をつくっていくのか。 ・区民が楽しみながら参加をしていくような区を実現するために、行政は何をしたらよいのか。あるいは、その場合に行政の役割というものはあるのか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○“参加”は第2部会の中心となるテーマであり、“参加”の方向性、それにおける区の姿勢について、もう一度議論を行う。</p> </div>	<p>※主な意見等については当日席上配布</p>

障害者計画・（第 3 期）障害福祉計画の改定について

1 計画根拠

- ・ 障害者計画 障害者基本法第 9 条
- ・ 障害福祉計画 障害者自立支援法第 88 条

2 現計画

- (1) 形態 子ども分野など保健福祉分野と調和を図り、保健福祉計画に包含されている。
- (2) 期間 平成 21 年から平成 23 年までの 3 カ年とし、平成 25 年度の目標値を設定しています。
※障害福祉計画は、省令（基本指針）により計画期間を規定しています。

3 関係法令等の動向

- (1) 障害者基本法に関して
 - 改正法案を平成 23 年に国会へ提出（6 月 16 日に衆議院で可決）
 - 障害者基本計画の改定
 - ・（国の）障害者基本計画の改定（現計画期間：平成 15 年度～平成 24 年度）
 - ・（区の）障害者計画は、国の障害者基本計画及び都の障害者計画を基本とするとともに、各自治体の基本構想に即したものでなければならないと法により規定しています。
- (2) 障害者自立支援法に関して
 - 利用者負担や障害者の範囲などについて改正
 - 入所施設や通所施設の経過措置が平成 23 年度末で終了（新体系への移行が完了）
 - 平成 25 年 8 月までに廃止し（仮）障害者総合福祉法を施行
 - ・ 障害福祉計画の策定にあたっては、障害者計画と同様に各自治体の基本構想に即したものであることが必要であると基本指針において規定しています。
 - ・（仮）障害者総合福祉法施行後には、新しい計画の策定を予定しています。
- (3) その他
 - （仮）障害者差別禁止法を平成 25 年に国会へ提出
 - 杉並区基本構想の改定（改定時期：平成 24 年 3 月）
 - 杉並区保健福祉計画の改定
 - ・ 現計画は、計画期間を平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 カ年とし、平成 23 年度に改定することとしていますが、基本構想や総合計画の改定に伴い平成 24 年度に改定を予定しています。

4 障害者計画・障害福祉計画の改定時期

上記 3 の関係法令等の動向のように、障害者施策に関しては流動的な時期にあります。障害者計画・第 3 期障害福祉計画は、その土台となる関連法令等の動向や基本構想を踏まえ、さらに障害者施策と関連性の高い、子どもや地域福祉に関する計画などとの調整を図り、より厚みのある計画としていくことが、今後の障害者施策を推進していくうえで重要であると考え、改定時期を 1 年間ずらしてこれまでどおり保健福祉計画の改定と合わせて行うこととします。

平成 23 年度は、計画の進捗状況の把握・検証、障害者本人などからの意見聴取や、本協議会に計画部会を設置し、計画改定に向けた準備を進めます。

※計画改定に関するスケジュールは、裏面を参照してください。

障害福祉計画・障害者計画の改定スケジュール(案)

平成23年6月29日
第1回障害者福祉推進協議会
資料5-2

項目	平成23年度											平成24年度																						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
自立支援協議会			○ 第1回						○ 第2回		○ シンポジウム													※平成24年度の自立支援協議会と推進協議会は、各3回開催予定。 ※障害者自立支援法の改正により、計画改定時に自立支援協議会からの意見を聴くことを規定。 ※平成23年度のシンポジウム開催時期は未定。										
推進協議会 (計画部会)		○ 第1回	○ 部会	○ 部会		○ 第2回		○ 部会			○ 第3回		○ 部会		○ 部会		○ 部会				○ 部会													
障害者計画・ 障害福祉計画改定	・計画の進捗状況の把握・検証 ・基礎調査整理・分析 ・将来推計 ・24年度サービス量と予算とのすり合わせ など ○ 計画数値(障害福祉計画) ・都へ報告(計画数値)											○ 骨子案 ○ 素案 ・説明会、意見交換会の開催 ・他分野(子ども・地域福祉)との調整 ・区民意見の回答 ・庁内調整 ・総合計画とすり合せ																						
基本構想の策定	部会検討			● まとめ		○ 案	パブコメ			○ 提案	○ 議決																							
総合計画の策定	行政評価	●	調書作成		調整	○ 案	パブコメ				○ 決定																							
月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											

会 議 記 録

会議名称	平成23年度 第1回障害者福祉推進協議会	
日時	平成23年6月29日(火) 午後2時から3時45分	
場所	区役所西棟6階 第5・6会議室	
出席者	委員	(敬称略) 助川・伊東・山田・斎藤・西川・高橋(博)・丸山・山本・西山・鈴木(道)・杉原・窪田・石黒・松浦・大和田・小宮山・土屋・佐藤・阿久津・鈴木(香)・板垣(欠席) 笠原・高橋(利)
	幹事	長田保健福祉部長・井山管理課長・和久井障害者施策課長・塩畑障害者生活支援課長・森山福祉事務所高井戸事務所担当課長・田部井高齢者施策課長・坂野保健予防課長・後藤児童青少年課長
	事務局	障害者施策課(井出・福原・阿部・本館) 障害者生活支援課(平沢・鈴木) 保健予防課(櫻井)
配布資料	<p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料1 杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱 ○ 資料2 平成23年度 杉並区障害者福祉推進協議会委員・幹事名簿 ○ 資料3 杉並区障害者福祉推進協議会の運営について ○ 資料4-1 審議会での主な意見等 ○ 資料4-2 基本構想審議会第2部会での主な意見等 ○ 資料5-1 障害者計画・(第3期) 障害福祉計画の改定について ○ 資料5-2 障害福祉計画・障害者計画の改定スケジュール(案) ○ 資料6 障害者福祉推進協議会委員・計画部会(案) <p>【参考資料】</p> <p style="text-align: center;">地域生活に関する調査報告書(席上配布)</p>	
会議次第および要旨	<p><u>I 委嘱式</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 ※委員代表1名に交付 3 保健福祉部長挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区では現在「今後10年の杉並区」を考え基本構想審議を進めている。作業部会には、本協議会員の高橋委員に参加いただいている。重要なキーワードとして障害の有無に係らず「一人でも暮らしていける」があがっている。抜本的な改革は、大変難しい課題であるが、方向性を示し一歩でも進んでいけるように活発に議論したい。 <p><u>II 第1回 推進協議会</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会開会 2 委員自己紹介及び幹事紹介 (資料2) 3 会長及び副会長互選 <ul style="list-style-type: none"> ・会長に助川委員、副会長に伊東委員が推薦され決定。 4 会長挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・3・11の大震災以降、障害者施策について関心は高い。今後、社会経済的な 	

影響は避けられないであろうが、共に議論しよりよいものにしていけるようにしたい。計画についてもかなりタイトなスケジュールとなっているが、協力して進めていきたい。

5 報告

(1) 杉並区障害者福祉推進協議会の運営について（資料1、3）

・本協議会の発足経緯と所掌事務・運営方針について

(2) 杉並区基本構想審議会「保健・福祉・医療」部会の進捗状況（資料4）

・平成22年12月から杉並区基本構想審議会が立ち上がり、4月から「まちづくり・産業・環境」、「保健・福祉・医療」、「教育・子育て・文化」、「調整・協働・行財政運営」の4つの部会に分かれて検討を進めている。先日第5回を終了し、まとめに入っているところである。

6 議題

(1) 障害者計画・第3期障害福祉計画の改定について（資料5-1、5-2）

・今期の「障害者計画・第3期福祉計画」策定は、これまでと異なり区の基本構想の策定を見ながら作っていくため24年度末に制定することになる。また、子ども、高齢者、保健、社会福祉などの各分野の総合的な計画である「杉並区保健福祉計画」も同時期に作られていくために非常にタイトなスケジュールになっており、年3回の本協議会では検討が難しく、専門部会として「計画部会」を設置し進めていきたい。⇒承認

(2) 計画部会の設置について

・資料6 計画部会委員（案）を配布。事前に会長、副会長に相談した部会員の案を提示。

(3) 意見交換

・各種計画があり、どれが上位でどういった性格のものなのかわかりにくい。計画部会では、どこを検討していくのか？

⇒障害者計画・第3期障害福祉計画については、目標数値まで盛り込んだ具体的な計画になる。杉並区では、保健福祉計画は子どもから高齢者までの全体の保健福祉計画であり、障害者計画・第3期障害福祉計画はこの中に包含して表していく。

⇒各自自治体によって、計画策定や協議会の持ち方は、かなり温度差がある。それぞれ法令根拠が異なるが、イメージとしては、「障害福祉計画」は、今後のサービス利用推進のために数値目標をあげるなど具体的な形のもので、「障害者計画」はもう少し理念や方針的なものを示す。杉並区では2つの計画を一体化していくというものである。

・行政側ではわかっていることでも、区民や当事者にはわかりにくい。より明確でわかりやすい説明をお願いしたい。委員が十分理解していないと、日ごろから意見を持っていても活かしきれないと思う。

⇒国、都、区の段階的な計画があり、根拠法令があり議会の承認というしくみでわかりにくく、厳しいスケジュールになっているが全体で理解し合えるよう議論していきたい。

・障害者団体連合会では、3・11の震災を受け災害対策として改めて検討す

る場を設けてほしいという意見があった。平成 18 年 12 月に前身である障害者福祉懇談会の議論の中で災害時要援護者の名簿を全国に先駆けて作ってきた経緯がある。その後の進捗状況を含めて部会設置はいかがか？

⇒災害時対策についても、今後の計画の中でも重要な部分と認識しており、この計画部会の中で議論をし、必要に応じては作業グループを作ることも考えたい。

⇒災害時要援護者対策については、主に高齢要介護者が中心になっているが「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」として手上げ方式で登録を勧奨してきた。要援護者はおよそ 2 万 2000 人とされているが、発足当初 1000 人程度の登録が、現在 7200 人まで増えてきている。実効性としては、地域の消防、救急に情報提供され、火事などの日常活動の中で活かされている。同時に罹災時の情報管理ということで「救急キット」の配布なども進んでいる。今後は増えてきた要援護者に対しての「担い手」を確保していくことが課題と思う。

⇒これまで個人情報の問題もあり、援助者として民生委員にかかる重圧が著しかったが、登録はしていなくとも杉並区では 2 万 2000 人の要援護者の情報が一括されていることは心強く、被災した場合も例えば 1 週間自力でがんばれば手が差し延べられるという安心感がある。

⇒災害時対策は、区として見直しが必要と認識している。要援護者リストについても避難所に行くまでのリストであり、その後に必要な支援に結び付けられるものではない。今年度一挙に進めることは困難と思うが、必要な検討は行っていくので、計画部会の中での課題の一つとさせていただきたい。

- ・ 10 月の第 2 回協議会までの、計画部内の具体的スケジュール、検討方法はどのように考えればよいか？

⇒計画の方向性を見出すまでいければと思う。そのために事務局等で資料を準備する。委員各位も本日お配りした「地域生活に関する調査報告書」などを見ていただき、ご意見の参考にさせていただきたい。

- ・ 計画部会は、障害者団体が入っており、親の意見は反映できると思うが、当事者や身近な事業者の意見が入りにくいのではないかな？

⇒地域自立支援協議会には当事者や事業者も多く参加しており、そちらでもご意見をいただく機会がある。計画部会参加団体を通してメンバーの意見は反映できるのではないかな。

⇒当事者、事業者の意見を取り入れる姿勢は大事だと思う。

⇒障害特性でニーズが違っているもの。自立支援協議会では当事者の参加は少ないと聞いているので、意見を上げていけるしくみで検討してほしい。

⇒必要であればヒアリングなどもありえるのでそこも含めて計画部会でご意見をさせていただきたい。

- ・ 聴覚障害者にとっては、あらゆる情報にタイムラグがあり、検討はなかなか難しいと思っている。話は変わるが、日本聴覚障害者建築協会関東支部から「外国人・聴覚障害者のための SOS ハンドブック」を 4000 部作成し

た。日本語、韓国語、英語、中国語、ポルトガル語で標記されている。消防などの他にも杉並区医師会にも配布協力いただいたので、コミュニケーションツールとして、活用していただきたい。

7 その他

- ・ 5月21日に地域生活支援センターオブリガードが杉並保健所の5階から2階へ移動した。5階には歯科保健医療センターが秋に移転予定。
- ・ 第3期地域自立支援協議会第1回を7月5日開催。
- ・ 第1回計画部会は7月14日10～12時 区役所第7会議室。(委員には個別通知)

次回 第2回協議会は10月中旬の予定。